

## 5 善監委告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和5年11月13日

善通寺市監査委員 櫛田 真作

善通寺市監査委員 寿賀崎 久

### 令和5年度指定管理者監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者が適正かつ円滑に執行されているか監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 記

#### 1 監査内容

監査は、令和4年度及び令和5年4月1日から令和5年8月31日までの期間を対象として、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 委託事業が法令、条例、規則、ガイドライン、協定等に基づき、指定管理者の義務の履行は、適正に行われているか。
- (2) 施設の管理運営が設置目的に沿い、住民サービス向上と効率的な運営がなされているか。
- (3) 個人情報保護等の情報管理体制に遺漏はないか。

#### 2 監査の対象

施設名	指定管理者	市所管課
善通寺市立図書館	丸善雄松堂・TRC共同事業体 代表団体 丸善雄松堂株式会社 構成員 株式会社図書館流通センター	生涯学習課

### 3 監査の期間

令和5年10月4日から令和5年10月17日まで

説明聴取実施日 令和5年10月12日

### 4 監査の方法

下記の監査書類の提出及び提示を求め、指定管理料等の内容について照合確認するとともに、監査の対象となった公の施設に係る管理運営について指定管理者及び市所管課から提出された資料に基づき、説明を聴取して実施した。

- (1) 善通寺市立図書館の管理運営に関する基本協定書（指定の期間：令和元年10月1日から令和8年3月31日まで）の写し
- (2) 善通寺市立図書館の管理運営に関する年度協定書（令和5年度）の写し
- (3) 善通寺市立図書館の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）の写し
- (4) 令和4年度事業報告書
- (5) 令和4年度収支内訳書
- (6) 令和5年度事業計画書及び収支計画書
- (7) 令和4年度アンケート調査結果
- (8) 令和4年度事業計画に沿っての課題分析と自己評価

### 5 善通寺市立図書館の概要

- (1) 所在地 善通寺市文京町二丁目1番1号
- (2) 利用者数等

	令和4年度	平成30年度	備 考
開館日数	339日	337日	登録者数については、令和3年度新図書館システム導入時に利用登録者のうち10年以上貸出実績がない約14,900人については、無効利用者として登録者数から除外（除籍したのではなく利用したい場合は直ちに復活可能）
入館者数	159,551人	140,941人	
登録者数	14,676人	29,824人	
新規登録者数	1,651人	847人	
蔵書数	112,656点	97,292点	
貸出数	224,740点	146,612点	
貸出人数	53,153人	36,492人	
運営形態	指定管理者方式	市直営方式	

- (3) 指定期間 令和元年10月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 指定管理者の選択方法 公募による
- (5) 指定管理料 令和4年度 71,906,000円（消費税等を含む。）  
令和5年度 72,256,000円（同上）

## (6) 決算状況

(単位：円)

	項 目	令和4年度
収 入	1 指定管理料	71,906,000
	2 その他収入	52,850
	計	71,958,850
支 出	1 人 件 費	41,648,789
	2 事 業 費	13,196,567
	3 管 理 費	17,113,494
	計	71,958,850

## 6 監査の結果

指定管理者である丸善雄松堂・TRC共同事業体について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、自己評価においてB又はCとした項目について、より一層の努力をお願いしたい。

また、所管課については、新庁舎2階における本図書館のオープンに伴い、図書館に関わる関係規則の一部改正を行っているが、規則で定める図書利用カードの様式について、裏面に記載する図書館所在住所が従前のまま（文京町三丁目3番1号）となっているので是正されたい。

新たに指定管理者制度が導入された市立図書館については、民間のノウハウやアイデアを活かした良質な市民サービスが提供されていると思われる。市においても指定管理者制度の運用には、自治体法務に関する知識と理解が求められることから、本制度を熟知し、引き続き適正かつ適切な管理監督が図られるよう要望する。